

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例施行規則の一部を改正する規則(100)…………… 1
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(101)…………… 2
- 世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則(102)…………… 2
- 世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則(103)…………… 2

### 告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(501)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(502)…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(503)…………… 2
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(504)…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(505)…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(506)…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(507)…………… 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(508)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(509)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示(510)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(511)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(512)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(513)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(514)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(515)…………… 3
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(516)…………… 3
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(517)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(518)…………… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(519)…………… 4
- 令和7年5月20日世田谷区告示第

- 378号の一部を訂正する告示(520)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(521)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(522)…………… 4
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(523)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(524)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(525)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(526)…………… 4
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(527)…………… 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(528)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(529)…………… 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(530)…………… 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(531)…………… 5
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(532)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(533)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(534)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(535)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(536)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(537)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(538)…………… 6
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(539)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(540)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(541)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(542)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(543)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(544)…………… 6
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(545)…………… 6
- 生活保護法に基づく扶助その他これに類する扶助の支出事務委託の告示(546)…………… 6
- 都市計画法に基づく開発行為に関

- する工事の完了公告(54)…………… 6
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(55)…………… 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(56)…………… 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(57)…………… 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(58)…………… 7
- 土地収用法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(59)…………… 7
- 土地収用法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(60)…………… 7
- 土地収用法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(61)…………… 7
- 都市緑地法に基づく管理協定の締結に伴う当該管理協定の写しの縦覧の公告(62)…………… 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(63)…………… 8

### 告 示(農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(8)…………… 8

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。  
 令和7年8月29日  
 世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区規則第100号**  
世田谷区立地域体育館・地区体育室条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第101号**  
世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第102号**  
世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第103号**  
世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例施行規則の一部を改正する規則  
 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例施行規則(平成20年3月世田谷区規則第24号)の一部を次のように改正する。  
 第1号様式を次のように改める。  
 様式省略

# 世田谷区公報

附 則  
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則  
世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和59年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。  
第3条各号中「3,604,000円」を「3,661,000円」に改める。

附 則  
1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和7年8月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給の制限について適用し、同月前の月分の手当の支給の制限については、なお従前の例による。

世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則  
世田谷区理容師法施行細則（昭和50年4月世田谷区規則第38号）の一部を次のように改正する。  
第5条第3号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改め、同条第4号中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

附 則  
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則  
世田谷区美容師法施行細則（昭和50年4月世田谷区規則第39号）の一部を次のように改正する。  
第5条第3号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改め、同条第4号中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

附 則  
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

**告 示**

◎世田谷区告示第501号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和7年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和7年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
18-6
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷二丁目365番149の内
- 3 変更の区域  
延長 9.90メートル  
幅員 0.07メートルから0.14メートルまで  
面積 0.98平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和7年8月1日

◎世田谷区告示第502号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和7年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和7年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目386番18から386番1まで
- 3 変更の区域  
延長 10.87メートル  
幅員 0.22メートル  
面積 2.46平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月1日

◎世田谷区告示第503号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和7年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和7年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山一丁目951番5地先無番
- 3 変更の区域  
延長 12.46メートル  
幅員 1.35メートルから1.70メートルまで  
面積 18.85平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月1日

◎世田谷区告示第504号  
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。  
この関係図面は、令和7年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和7年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
41-G126
- 2 一部を廃止する起終点  
（旧）世田谷区北烏山一丁目942番15地先無番から951番5地先無番まで  
（新）世田谷区北烏山一丁目942番15地先無番から951番35地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和7年8月1日

◎世田谷区告示第505号  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。  
令和7年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
一般社団法人 team shien
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区梅丘一丁目15番11号TOMOビル3階
- 3 事業所の名称  
team shien m. a
- 4 事業所の所在地  
東京都世田谷区梅丘一丁目15番11号TOMOビル3階
- 5 事業所番号  
1371201110
- 6 事業の種類  
障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者  
特定なし
- 8 指定の年月日  
令和7年8月1日

◎世田谷区告示第506号  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。  
令和7年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
Cucuna
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区瀬田四丁目38番5号
- 3 申請者の名称  
合同会社 Asis
- 4 指定年月日  
令和7年8月1日
- 5 障害児通所支援の種類  
児童発達支援・放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第507号  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。  
令和7年8月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称  
てとる尾山台
- 2 事業所の所在地  
東京都世田

<p>3 申請者の名称 4 指定年月日 5 障害児通所支援の種類</p> <p>谷区尾山台三丁目34番7号福井屋ビル2階 合同会社とする 令和7年8月1日 児童発達支援・放課後等デイサービス</p>	<p>◎世田谷区告示第510号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 申請者の名称 4 廃止年月日 5 障害児通所支援の種類</p> <p>児童デイサービス プラス砧 東京都世田谷区砧四丁目10番17号1階 PLUSケアサービス株式会社 令和7年7月31日 児童発達支援・放課後等デイサービス</p>	<p>令和7年8月1日</p> <p>◎世田谷区告示第513号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第508号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 申請者の名称 4 指定年月日 5 障害児通所支援の種類</p> <p>児童デイサービス プラス砧 東京都世田谷区砧四丁目10番17号1階 株式会社 a i a i ライフサービス 令和7年8月1日 児童発達支援・放課後等デイサービス</p>	<p>◎世田谷区告示第511号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 2 変更の区間 3 変更の区域 4 供用開始の期日</p> <p>28-1 世田谷区駒沢二丁目70番17の内 延長 9.98メートル 幅員 0.40メートルから0.43メートルまで 面積 4.17平方メートル 令和7年8月1日</p>	<p>◎世田谷区告示第514号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第515号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第509号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 申請者の名称 4 指定年月日 5 障害児通所支援の種類</p> <p>放課後等デイサービス ウィズ・ユ-三軒茶屋 東京都世田谷区太子堂五丁目5番6号ビーネサイネリア106 パーソナルグロース合同会社 令和7年8月1日 児童発達支援・放課後等デイサービス</p>	<p>◎世田谷区告示第512号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 2 変更の区間 3 変更の区域 4 供用開始の期日</p> <p>28-1 世田谷区桜二丁目620番2の内 延長 16.71メートル 幅員 0.64メートルから0.69メートルまで 面積 11.28平方メートル 令和7年8月1日</p>	<p>◎世田谷区告示第516号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第517号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第510号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 2 事業所の所在地 3 申請者の名称 4 指定年月日 5 障害児通所支援の種類</p> <p>児童デイサービス プラス砧 東京都世田谷区砧四丁目10番17号1階 PLUSケアサービス株式会社 令和7年7月31日 児童発達支援・放課後等デイサービス</p>	<p>◎世田谷区告示第511号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年8月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 2 変更の区間 3 変更の区域 4 供用開始の期日</p> <p>28-1 世田谷区駒沢二丁目70番17の内 延長 9.98メートル 幅員 0.40メートルから0.43メートルまで 面積 4.17平方メートル 令和7年8月1日</p>	<p>◎世田谷区告示第513号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第514号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第515号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第516号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第517号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和7年8月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第518号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年8月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年8月8日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 2 変更の区間</p> <p>(1) 43-10 (2) 40-1 世田谷区岡本一丁目1269番3</p>

# 世田谷区公報

(2) 世田谷区岡本一丁目1269番66  
 3 変更の区域  
 (1) 延長 23.99メートル  
 幅員 1.00メートル  
 面積 24.05平方メートル  
 (2) 延長 23.95メートル  
 幅員 0.72メートルから  
 0.73メートルまで  
 面積 17.41平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和7年8月8日

◎世田谷区告示第519号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
 この関係図面は、令和7年8月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和7年8月8日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-G136
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目378番28から378番29まで
- 3 変更の区域  
延長 11.80メートル  
幅員 0.27メートルから  
0.32メートルまで  
面積 3.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月8日

◎世田谷区告示第520号

令和7年5月20日世田谷区告示第378号の一部を次のように訂正する。  
 令和7年8月8日  
 世田谷区長 保坂展人

告示中「幅員 0.51メートルから0.60メートルまで」を「幅員 0.51メートルから0.60メートルまで」に訂正する。

◎世田谷区告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和7年8月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和7年8月8日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
38-35
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢三丁目127番14の内
- 3 変更の区域  
延長 6.64メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.19メートルまで  
面積 1.23平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月8日

◎世田谷区告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年8月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林三丁目114番13から114番12まで
- 3 変更の区域  
延長 23.23メートル  
幅員 0.74メートルから  
0.83メートルまで  
面積 18.69平方メートル

◎世田谷区告示第523号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年8月8日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。  
 令和7年8月8日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区代田六丁目18番先から代田六丁目19番先まで
- 3 指定年月日  
令和7年8月8日

◎世田谷区告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和7年8月12日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区野沢一丁目582番13の内
- 3 変更の区域  
延長 11.85メートル  
幅員 0.65メートルから  
0.91メートルまで  
面積 8.49平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月12日

◎世田谷区告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃

止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年8月18日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
通所介護ビバ・フローラ南館認知症対応型
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区世田谷一丁目36番12号
- 3 事業者の名称  
ルパックス透光株式会社
- 4 廃止届受理年月日  
令和7年7月28日
- 5 サービスの種類  
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和7年8月19日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 36-5  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区祖師谷四丁目1036番47の内  
(2) 世田谷区祖師谷四丁目1036番47の内から1036番48の内まで
- 3 変更の区域  
(1) 延長 11.26メートル  
幅員 0.21メートルから  
0.22メートルまで  
面積 2.50平方メートル  
(2) 面積 1.32平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月19日

◎世田谷区告示第527号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
 令和7年8月19日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
第2948号
- 2 指定年月日  
令和7年8月18日
- 3 指定の位置  
世田谷区粕谷三丁目27番38の一部
- 4 道路の幅員  
4.00メートル
- 5 道路の延長  
11.99メートル
- 6 申請者氏名  
株式会社飯田産業  
代表取締役 築地 重彦

◎世田谷区告示第528号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3

月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年8月20日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第529号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |                                 |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 事業所の名称  | ホームアレーケア<br>プラン梅ヶ丘              |
| 2 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区代田三丁目52番1号<br>サザンパレス代田1階 |
| 3 | 事業者の名称  | 医療法人社団ホームアレー                    |
| 4 | 指定年月日   | 令和7年9月1日                        |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援                          |

◎世田谷区告示第530号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和7年8月21日

世田谷区長 保坂展人

- |   |            |                                       |
|---|------------|---------------------------------------|
| 1 | 指定変更番号     | 第2946号                                |
| 2 | 指定変更年月日    | 令和7年8月20日                             |
| 3 | 指定変更の位置    | 世田谷区上祖師谷二丁目286番54、286番63の一部、286番73の一部 |
| 4 | 自動車転回広場の廃止 | 142.50平方メートル                          |
| 5 | 申請者氏名      | 遠藤 雅子<br>遠藤 辰子                        |

◎世田谷区告示第531号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和7年8月21日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |                                 |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 指定変更番号  | 第204号                           |
| 2 | 指定変更年月日 | 令和7年8月20日                       |
| 3 | 指定変更の位置 | 世田谷区野沢一丁目62番14から野沢二丁目92番55の一部まで |
| 4 | 道路の幅員   | 10.00メートル                       |
| 5 | 道路の延長   | 8.44メートル                        |
| 6 | 申出者氏名   | 世田谷区長 保坂展人                      |

◎世田谷区告示第532号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年8月22日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

世田谷区長 保坂展人

- |   |       |                              |
|---|-------|------------------------------|
| 1 | 路線名   | 特別区道                         |
| 2 | 指定区間  | 世田谷区喜多見六丁目20番先から喜多見六丁目23番先まで |
| 3 | 指定年月日 | 令和7年8月22日                    |

◎世田谷区告示第533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 認定番号    | 28-1  |
| 2 | 変更の区間   | 世田谷区羽根木二丁目1742番5の内                                      |
| 3 | 変更の区域   | 延長 6.66メートル<br>幅員 0.65メートルから0.67メートルまで<br>面積 4.47平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和7年8月25日   |

◎世田谷区告示第534号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 認定番号    | 53-9  |
| 2 | 変更の区間   | 世田谷区桜上水三丁目379番7   |
| 3 | 変更の区域   | 延長 3.85メートル<br>幅員 2.05メートルから2.38メートルまで<br>面積 8.06平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和7年8月25日   |

◎世田谷区告示第535号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 認定番号    | 28-1  |
| 2 | 変更の区間   | 世田谷区上馬三丁目870番33   |
| 3 | 変更の区域   | 延長 9.48メートル<br>幅員 0.36メートルから0.53メートルまで<br>面積 4.25平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和7年8月25日   |

◎世田谷区告示第536号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 認定番号    | 28-1  |
| 2 | 変更の区間   | 世田谷区上祖師谷三丁目66番2の内                                       |
| 3 | 変更の区域   | 延長 9.50メートル<br>幅員 0.15メートルから0.16メートルまで<br>面積 1.51平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和7年8月25日   |

◎世田谷区告示第537号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年8月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 認定番号  | (1) 59-21<br>(2) 59-21   |
| 2 | 変更の区間 | (1) 世田谷区上祖師谷六丁目717番1<br>(2) 世田谷区上祖師谷六丁目717番4   |
| 3 | 変更の区域 | (1) 延長 4.84メートル<br>幅員 0.00メートルから0.05メートルまで<br>面積 0.13平方メートル<br>(2) 延長 4.57メートル<br>幅員 0.00メートルから2.08メートルまで<br>面積 4.76平方メートル |

# 世田谷区公報

**◎世田谷区告示第538号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜一丁目655番139の内から655番138の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.29メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.88平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月26日

**◎世田谷区告示第539号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第6号の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
上馬東町会
- 2 区域  
世田谷区上馬一丁目全域、三軒茶屋一丁目1番から4番まで、11番から21番まで、野沢一丁目13番から16番まで、29番、32番から34番まで、下馬二丁目17番から18番まで及び下馬三丁目35番から36番までの区域
- 3 主たる事務所  
東京都世田谷区上馬一目13番15号
- 4 代表者の氏名及び住所  
後藤 昌弘  
東京都世田谷区上馬一丁目15番14号
- 5 変更があった事項及びその内容  
代表者の氏名及び住所  
安田 稔男  
東京都世田谷区野沢一丁目16番8号

**◎世田谷区告示第540号**

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-D395-03
- 2 変更の区間

世田谷区桜一丁目665番72

- 3 変更の区域  
延長 5.10メートル  
幅員 0.26メートルから0.28メートルまで  
面積 1.39平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月29日

**◎世田谷区告示第541号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
37-14
- 2 変更の区間  
世田谷区松原六丁目212番1地先無番
- 3 変更の区域  
延長 13.89メートル  
幅員 1.80メートル  
面積 25.03平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月29日

**◎世田谷区告示第542号**

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年8月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
21-Z107
- 2 区間  
世田谷区松原六丁目209番2地先無番から235番2地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和7年8月29日

**◎世田谷区告示第543号**

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和7年8月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 21-G298  
(2) 21-G299
- 2 指定する起終点  
(1) 世田谷区松原六丁目209番2地先無番から211番地先無番まで  
(2) 世田谷区松原六丁目212番2地先無番から235番2地先無番まで

3 用途

- (1) 区管理道路
- (2) 区管理道路

**◎世田谷区告示第544号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年8月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷二丁目629番13の内
- 3 変更の区域  
延長 8.12メートル  
幅員 1.30メートルから1.33メートルまで  
面積 10.66平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年8月29日

**◎世田谷区告示第545号**

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年8月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

**◎世田谷区告示第546号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に規定する扶助その他これに類する扶助の支出の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者  
(1) 名称 株式会社セブン・ペイメントサービス  
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
- 2 委託した支出  
扶助費
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年8月25日
- 4 委託期間  
令和7年8月29日から令和8年3月31日まで

## 公 告

**◎世田谷区公告第54号**

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年8月6日 世田谷区長 保坂展人	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区南烏山一丁目199番2 199番3 199番2先無番	東京都新宿区新宿三丁目1番24号 京王電鉄株式会社代表取締役 都村智史

◎世田谷区公告第55号  
屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。  
令和7年8月8日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区公告第56号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和7年8月20日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区新町一丁目31番20の一部	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 東急不動産株式会社 代表取締役 星野浩明 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島正治

◎世田谷区公告第57号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和7年8月20日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区桜上水三丁目354番1 354番6 354番7 354番8 354番9	東京都中央区日本橋三丁目1番8号 スターツデベロップメント株式会社 代表取締役 吉永英太

355番3 355番5 355番6 355番6先無番
-------------------------------------

◎世田谷区公告第58号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和7年8月20日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区八幡山三丁目175番8 175番43 175番44 175番45 175番46 175番47 175番48 175番49 175番50 175番51	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル15階 株式会社エスケホーム 代表取締役 永田健

◎世田谷区公告第59号  
東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。  
令和7年8月20日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称  
東京都
- 2 事件名  
令和7年第17号 令和7年第17号の2  
東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線及び東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線のための土地収用事件
- 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区桜上水五丁目455番6 公衆用道路
- 4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部交通政策課
- 5 縦覧期間  
令和7年8月20日から同年9月3日まで

◎世田谷区公告第60号

東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

- 令和7年8月20日  
世田谷区長 保坂展人
- 1 起業者の名称  
東京都
  - 2 事件名  
令和7年第18号 令和7年第18号の2  
東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線のための土地収用事件
  - 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区桜上水五丁目454番6 公衆用道路
  - 4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部交通政策課
  - 5 縦覧期間  
令和7年8月20日から同年9月3日まで

◎世田谷区公告第61号  
東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

- 令和7年8月20日  
世田谷区長 保坂展人
- 1 起業者の名称  
東京都
  - 2 事件名  
令和7年第19号 令和7年第19号の2  
東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線及び東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線のための土地収用事件
  - 3 収用しようとする土地の所在、地番及び地目  
東京都世田谷区桜上水五丁目456番7 公衆用道路
  - 4 縦覧場所  
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号  
世田谷区道路・交通計画部交通政策課
  - 5 縦覧期間  
令和7年8月20日から同年9月3日まで

◎世田谷区公告第62号

都市緑地法(昭和48年法律第72号)第27条の規定に基づき、次のとおり管理協定を締結したので、同条の規定により公告し、当該管理協定の写しを公衆の縦覧に供する。

令和7年8月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 管理協定の名称  
烏山弁天池特別緑地保全地区管理協定
- 2 管理協定区域  
世田谷区北烏山四丁目1443番2、1433番4、1444番及び1445番
- 3 管理協定の有効期間  
令和7年7月9日から令和12年7月8日
- 4 管理協定の縦覧場所  
世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

◎世田谷区公告第63号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和7年8月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
削除する部分  
世田谷区桜丘四丁目、桜上水二丁目、尾山台三丁目、野毛三丁目、中町三丁目、玉川四丁目、瀬田四丁目、深沢三丁目、祖師谷六丁目、千歳台二丁目、喜多見三丁目、宇奈根一丁目、宇奈根三丁目、岡本一丁目、岡本三丁目、上北沢一丁目、南烏山一丁目、北烏山六丁目及び鎌田三丁目各地内  
追加する部分  
世田谷区等々力八丁目、新町一丁目、成城八丁目、宇奈根三丁目、岡本一丁目、上祖師谷二丁目、桜上水一丁目及び宇奈根一丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間  
令和7年8月22日から同年9月5日まで
- 5 意見書の提出先  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第25回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和7年8月20日

世田谷区農業委員会会長

穴戸幸男

- 1 開催日時 令和7年8月28日(木)  
午後3時
- 2 開催場所 区役所東棟9階第5委員会室
- 3 審議事項  
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について  
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について  
(3) 第3号議案 その他の事項について